

# 令和4年度 市民税・都民税 申告の手引き

## 稲城市

令和4年度の市民税・都民税申告書を提出していただく時期になりました。市民税・都民税は、1月1日現在の住所地で前年中の所得を申告していただき、それにもとづいて課税されるものです。この手引きをお読みいただき **3月15日** までに必ず提出していただきますようお願いいたします。なお、税務署に令和3年分の確定申告書を提出される方は、この市民税・都民税の申告書を提出する必要はありません。(所得税に関するお問い合わせは日野税務署 ☎042-585-5661)

### 申告していただく方

- 令和4年1月1日現在、稲城市に住んでいた方。
- 勤務先から稲城市へ給与支払報告書の提出がない方。
- 公的年金のみの方は、通常申告の必要はありませんが、公的年金等支払報告書に含まれていない社会保険料控除、扶養控除、医療費控除等を受けようとする方は申告してください。

※令和3年中収入がなかった方も、申告することにより、各保険料(税)やその他の行政サービスの基礎資料となる場合があります。申告が必要な方は、申告書裏面の「収入がなかった方の記載欄」に記入の上、提出してください。ただし、同世帯の親族の方の扶養になっていて、その親族の方の源泉徴収票や申告書に扶養家族として記載されている方は申告の必要はありません。

### 申告期間 2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日を除く)

ただし、平日に来庁いただけない方については、2月26日(土)・3月13日(日)に申告受付を行います。  
◎ 申告書を郵送される方は、申告書左上の枠の中に住所・氏名等を記入し、同封しました貼付用紙に所得や控除の証明できるもの(申告の際に必要な下記の2～8に該当する書類)を添付してください。

### 申告受付場所 稲城市役所1階 ロビー

受付時間 午前9時から午前11時30分まで・午後1時から午後4時30分まで。

### 申告の際に必要なもの

- 同封の申告書(申告書には、住所、氏名、個人番号(扶養親族分も含め)等を記入してください。)
- 給与所得の方は、令和3年分の源泉徴収票・給与明細書・事業所の支払証明書、その他の所得の方は帳簿・領収書
- 年金受給者の方は、日本年金機構、企業年金基金団体、共済団体等から郵送されている令和3年分の公的年金等の源泉徴収票
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金などの支払のあった方は令和3年分の領収書又は控除証明書等、生命保険・地震保険などの支払のあった方は、令和3年分の控除証明書
- 医療費控除を受ける方は、令和3年中の医療費控除の明細書等(合計金額を計算した上でおこしください。)
- 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、定期診断、健康診査、予防接種等の健康の保持増進及び疾病の予防等をしていることが明らかになる書類と、特定一般用医薬品等の明細書等(合計金額を計算した上でおこしください。)
- ※医療費控除の明細書は、同封の様式を使用してください。
- ※医療費控除、セルフメディケーション税制は、どちらかを選択することになります。両方を適用することはできません
- 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など状況を証明できるもの
- 配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
- 配当割額・株式等譲渡所得割額による控除を受ける場合には、それを証明する資料

お問い合わせは  
稲城市 市民部 課税課 市民税係 ☎042-378-2111 内線 153・154・164番

(別表1) 給与所得の速算表

給与収入金額の合計額	給与所得金額
1円～ 550,999円まで	0円
551,000円～ 1,618,999円まで	収入金額-550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円まで	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円まで	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円まで	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円まで	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円まで	収入金額÷4=A ⇒A×2.4+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円まで	収入金額÷4=A ⇒A×2.8-80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円まで	収入金額÷4=A ⇒A×3.2-440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円まで	収入金額×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	一律1,950,000円控除

※Aは千円未満の端数を切り捨て  
※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く  
(1) 特別障害者に該当する  
(2) 22歳以下の扶養親族を有する  
(3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する  
(4) 特別障害者である扶養親族を有する  
◆所得金額調整控除=(給与等の収入金額-850万円)×0.1  
なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

(別表2) 公的年金等の雑所得金額計算表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え 2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳未満の方 (昭和32年 1月2日以後 に生まれた方)	130万円未満	(A)-60万円	(A)-50万円	(A)-40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×75%-27.5万円	(A)×75%-17.5万円	(A)×75%-7.5万円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%-68.5万円	(A)×85%-58.5万円	(A)×85%-48.5万円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%-145.5万円	(A)×95%-135.5万円	(A)×95%-125.5万円
65歳以上の方 (昭和32年 1月1日以前 に生まれた方)	1,000万円以上	(A)-195.5万円	(A)-185.5万円	(A)-175.5万円
	330万円未満	(A)-110万円	(A)-100万円	(A)-90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×75%-27.5万円	(A)×75%-17.5万円	(A)×75%-7.5万円
	410万円以上770万円未満	(A)×85%-68.5万円	(A)×85%-58.5万円	(A)×85%-48.5万円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×95%-145.5万円	(A)×95%-135.5万円	(A)×95%-125.5万円
	1,000万円以上	(A)-195.5万円	(A)-185.5万円	(A)-175.5万円

給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得の控除として給与所得の金額から差し引く  
◆所得金額調整控除=(給与所得+公的年金等雑所得)-10万円  
なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

### (説明1) 配当所得・株式等譲渡所得について

地方税が源泉徴収された配当所得・株式等譲渡所得は申告を要しませんが、申告したほうが有利であると判断した場合には所得として申告することもできます。この場合、源泉徴収された地方税(配当割額・株式等譲渡所得割額)は、所得割から控除されます。控除しきれない金額については、均等割等に充当または還付されます。

### 上場株式等の譲渡所得や配当所得について確定申告と異なる課税方法を希望の方

※別紙にて上場株式等の譲渡所得や配当所得の詳細を申告していただく必要があります。書類を郵送いたしますのでご連絡ください。  
※上場株式等の譲渡所得や配当所得に関する資料(例：特定口座年間取引報告書や配当計算書等)の添付が必要となります。

(別表3) 納税義務者に適用される配偶者控除及び配偶者特別控除の金額

控除の区分	合計所得金額	納税義務者		
		900万円以下	～950万円	～1000万円
配偶者控除 (老人配偶者控除)	48万円以下	33万円 <38万円>	22万円 <26万円>	11万円 <13万円>
	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
配偶者 特別控除	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	適用なし		

※ 合計所得が1000万円を超える方は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。  
※ 老人配偶者控除は、70歳以上の配偶者を有する方が対象となります。

### 非課税の基準

- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当する方で前年の合計所得金額が135万円以下の場合。
- 均等割については前年の合計所得金額が(本人+控除対象配偶者+扶養人数<年少扶養含む>)×35万円+10万円+21万円)以下の場合。
- 所得割については前年の総所得金額等が(本人+控除対象配偶者+扶養人数<年少扶養含む>)×35万円+10万円+32万円)以下の場合。ただし、上記②③本人のみの場合は、45万円以下。

### 表1 市民税・都民税の計算方法の例

収入金額-必要経費・給与所得控除額等=所得金額

- 所得金額-所得控除金額=課税標準額
- 課税標準額×税率-調整控除-税額控除(住宅ローン控除、寄附金税額控除等)=所得割額
- 所得割額+均等割額=年税額

※ 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除を申告した場合には、所得割額から差し引かれます。

表2 市民税・都民税所得割税率及び均等割額

	税率	均等割額
市民税	6%	3,500円
都民税	4%	1,500円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から令和5年度の10年間、市民税・都民税の均等割の標準税率に500円が加算されます。

表3 配当所得に対する控除率

配当、余剰金の分配及び特定株式投資信託の利益の分配

課税所得金額	市民税	都民税	
1,000万円以下の場合	1.6%	1.2%	
1,000万円を超える場合	1,000万円以下の部分の金額	1.6%	1.2%
	1,000万円を超える部分の金額	0.8%	0.6%

※ 上記以外の配当所得控除率については、担当者にお尋ねください。

- ※ 分離課税が適用される譲渡所得がある方は、税額算出方法が異なりますので担当者にお尋ねください。
- ※ 地方税法等の改正について  
地方税法等の改正が行われた場合は、この手引きに記載した内容と異なる改正後の税法等が適用されることとなりますので、ご了承ください。

品名	稲城市/市・都民税申告の手引き	アミ線数		サイズ	420×297ミリ
ファイルNo	MA2570AS	アミ%		C	1C

F.K. 3.11.30 MA2570AS



# 申告書の書き方

## (令和3年1月1日から令和3年12月31日までの内容)

- 左上の枠内に令和4年1月1日現在の住所、氏名などを記入してください。(現住所が、1月1日現在の住所と異なる場合は、右側のメモ欄に記入してください。)
- 前年中に所得のなかった方や、遺族・障害基礎年金などの非課税所得のみの方などは、左上の枠内に住所、氏名などを記入し、裏面の「収入がなかった方の記載欄」の該当する箇所に入力してください。

### (1) 所得金額

<b>営業等</b>	小売業、卸売業、製造業、飲食業など営業から生ずる所得のほか、作家、外交員、大工、俳優などの職業から生ずる所得。
<b>農業</b>	農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得。 ※ 申告書裏面の事業所得欄に内訳を記入してください。
<b>不動産</b>	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの所得。 ※ 申告書裏面の不動産所得欄に内訳を記入してください。
<b>利子</b>	公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配による所得。(源泉分離課税は除きます。)
<b>配当</b>	株式又は出資の配当、剰余金の分配、基本利息や公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配による所得。
<b>給与</b>	給料、賃金及び賞与などの所得。(源泉徴収票など収入金額を証明できる書類を添付してください。) 給与収入は、給与所得の速算表(裏面別表1)により算出した金額が給与所得となります。 〈例〉給与収入1,640,000円の場合、裏面別表1により給与所得は1,084,000円
<b>雑(公的年金等)</b>	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの所得。(源泉徴収票などを添付してください。) 所得金額は、その年中の公的年金等の収入金額の合計額から、(裏面別表2)により算出した金額が所得金額になります。 〈例〉67歳、年金収入の合計が2,300,000円の場合 年金収入2,300,000円の場合、裏面別表2により雑所得は1,200,000円 (業務) 業務に係る雑所得とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。 (その他のもの) (公的年金等)(業務)以外のもの。
<b>総合譲渡 分離譲渡</b>	船舶や機械器具などの資産の譲渡による所得。 土地、建物、株式などの譲渡による所得については、担当者にお尋ねください。 ※ 「短期」は、譲渡した資産の保有期間が5年以下のもの、「長期」は、保有期間が5年を超えるものです。
<b>一時</b>	法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞当せん金、生命保険金などの一時的な所得。

### (2) 所得控除(所得から差し引かれる金額)

<b>雑損</b>	令和3年中に、あなたやあなたと生計を共にする配偶者などの親族が災害又は盗難、横領などによって損失を生じた場合。(証明書を添付してください。) 控除額は、(A)・(B)いずれが多い方の金額です。 (A) (損害額-保険金による補てん額)-所得金額×10% (B) 災害関連支出の金額-5万円
<b>医療費控除</b>	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和3年中に支払った医療費等がある場合。 控除額は、(支払った医療費等)-(保険金などで補てんされる金額)-(所得の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額)です。(控除限度額200万円) 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制):健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている方が、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般医薬品等の領収書がある場合。 控除額は、(支払った特定一般用医薬品等の金額)-(保険金などで補てんされる金額)-12,000円(控除限度額88,000円) ※医療費控除、セルフメディケーション税制は、どちらかを選択することになります。両方を適用することはできません。

稲城市長殿

## 令和4年度 市民税・都民税申告書

### ※令和3年中の収入・控除

〒118-0001 稲城市 東長沼2111番地

稲城太郎

378-2111

〇〇小売

メモ欄

入	力	確	認
/	/	/	/

1. 所得金額 ※収入がなかった方は、裏面に記載してください。遺族年金や障害年金のみの方も裏面に記載してください。

区分	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額	所得金額
事業等	5,600,000	4,200,000		1,400,000
農業				
不動産	100,000	30,000		70,000
利子				
配当	110,000	0		110,000
給与	1,640,000			954,000*
雑	2,300,000	(企業年金も含まれます)		1,200,000
雑業	70,000	30,000		40,000
譲渡・一時	裏面の総合譲渡・一時所得の欄で算出した金額を記入してください。			
合計				3,504,000

2. 所得控除 (雑損・医療費・保険料・寄附金などの控除を受ける場合は、令和3年中に支払った領収書、証明書を添付してください。)

控除の種類	控除額
雑損	
医療費	70,000
セルフメディケーション税制を選択された方は、右の欄に○を記載してください。→	
社会保険料	115,220
小規模企業共済等掛金	
生命保険料	82,000
地震保険料	25,000

氏名	稲城春子	性別	女	生年月日	1983年3月5日	障害者の場合(該当に○印)	身体障害	程度	別居
配偶者の合計所得	780,000円	本人所得	230,000円	合計所得	1,010,000円				
氏名	稲城一郎	性別	男	生年月日	1941年1月5日				
氏名	稲城はな	性別	女	生年月日	1977年10月8日				

所得金額調整控除のみ適用を受ける場合は、右の欄に○を記載してください。

※別世帯の方の住所

多摩市 ○○ X-X-X

**障害者** あなたやあなたと同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合。  
控除額 特別障害者(障害者手帳1・2級・度などの方)・精神保健福祉手帳1級の方) 30万円  
普通障害者(特別障害者以外の障害者) 26万円

**ひとり親** ○婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和3年中の総所得金額等が48万円以下)を有する单身の方で、令和3年中の合計所得金額が500万円以下である場合。控除額 30万円  
※生計を一にする子のうち他の納税者の扶養親族とされている場合は除きます。

**寡婦** ○夫と死別又は離婚した後、再婚していない方や、夫が生死不明などの方で、扶養親族を有し、令和3年中の合計所得金額が500万円以下である場合。(ただし、死別、生死不明の方であれば扶養親族の有無を問いません。) 控除額 26万円  
※ひとり親・寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」などの記載がある方は対象外です。

**勤労学生** あなたが学校教育法で規定する学校の学生などで、令和3年中の合計所得金額が75万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合。控除額 26万円

### (2) 所得控除(所得から差し引かれる金額)のつづき

**社会保険料** 令和3年中に、あなたが社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険など)を支払った場合、支払った保険料など。

**小規模企業共済等掛金** 令和3年中に、あなたが小規模企業共済制度に基づく掛金や地方公共団体の心身障害者扶養共済に基づく掛金などを支払った場合。

**生命保険料** 令和3年中に、あなたやあなたの配偶者などの親族が受取人となる生命保険・個人年金保険契約・介護医療保険契約などに基づいて保険料や掛金を支払った場合、支払い金額の合計を記入してください。以下の内容で計算した額を控除します。(控除額の証明書を添付してください。)  
新生命保険料と旧生命保険料の両方を支払った場合、適用限度額は28,000円になりますが、旧生命保険料のみについて生命保険料控除額が28,000円を超える場合は35,000円を限度として生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方を支払った場合も同様です。

＜平成23年12月31日までの契約締結分＞		＜平成24年1月1日以降の契約締結分＞	
「旧生命」「旧個人年金」それぞれに適用	控除額	「新生命」「介護医療」「新個人年金」それぞれに適用	控除額
～15,000円	保険料	～12,000円	保険料
15,001円～40,000円	保険料×0.5 + 7,500円	12,001円～32,000円	保険料×0.5 + 6,000円
40,001円～70,000円	保険料×0.25 + 17,500円	32,001円～56,000円	保険料×0.25 + 14,000円
70,001円～	35,000円	56,001円～	28,000円

※生命保険料控除の各項目の合計で最大7万円です。

**地震保険料** 令和3年中に、あなたやあなたの親族が住んでいる家屋や家財などに対して、地震保険や旧長期損害保険の契約により保険料を支払った場合、支払い金額の合計を記入してください。以下の内容で計算した額を控除します。(控除額の証明書を添付してください。)

地震保険分+旧長期損害保険分=控除額(25,000円が限度)

地震保険分		旧長期損害保険分	
支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額
50,000円以下の場合	支払保険料の1/2	5,000円以下の場合	支払保険料の全額
50,000円以上の場合	25,000円	5,000円を超え15,000円以下	支払保険料×1/2 + 2,500円
		15,000円を超える場合	10,000円

※旧長期損害保険とは、平成18年12月31日までに締結し、保険期間が継続して10年以上で満期返戻金のあるものです。

**配偶者控除** 令和3年12月31日現在であなたと生計を共にするあなたの配偶者(妻又は夫)や扶養控除 親族で合計所得金額が48万円(給与収入103万円)以下の場合。ただし、事業専従者となっている方は、該当しません。

**控除額**

配偶者	33万円
老人配偶者(年齢70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の方)	33万円
一般扶養(年齢16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方)	45万円
特定扶養(年齢16歳以上23歳未満(平成11年1月1日～平成15年1月1日以前生まれ)の方)	45万円
老人扶養(年齢70歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の方)	45万円
同居老親(老人扶養のうち直系尊属で同居している方)	45万円
特別障害者(障害者手帳1・2級・度などの方・精神保健福祉手帳1級の方)	+30万円
普通障害者(特別障害者以外の障害者)	+26万円
同居特別障害者(特別障害者のうち同居している方)	+53万円

※16歳未満の方については扶養控除の対象にはなりません。均等割等の算定に影響するためご記入をお願いします。

**配偶者特別控除** あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を共にする配偶者の所得が48万超～133万円以下の場合。(裏面別表3)

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

**寄附金に関する事項** 都道府県、市区町村分 ふるさと納税等の寄附金を記入します。  
住所地の共同募金会、日赤支部分 住所地の共同募金会と日赤十字支部に対する寄附金を記入します。  
東京都条例 東京都が条例で指定している団体に対する寄附金を記入します。  
稲城市条例 稲城市が条例で指定している団体に対する寄附金を記入します。